

件名

最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める
件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の二十一第三項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件（平成二十年金融庁告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

<p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七條の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七條の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）第二条の規定に基づき同条に規定する連結自己資本規制比率を算出する場合及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号。以下「連結レバレッジ比率告示」という。）<u>第二条第一項の規定に基づき同項に規定する連結レバレッジ比率を算出する場合にあっては、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定める内容とする。</u></p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 連結レバレッジ比率（連結レバレッジ比率告示<u>第二条第一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。</u>以下この号及び次条において同じ。）を指標とする区分</p>	
<p>経営の健全性の状況に係る区分</p>	<p>命令の内容</p>
<p>レバレッジ非対</p>	<p>連結レバレッジ</p>

改正前

<p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七條の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七條の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）<u>第二条の規定に基づき同条に規定する連結自己資本規制比率を算出する場合及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号。以下「連結レバレッジ比率告示」という。）<u>第二条の規定に基づき同条に規定する連結レバレッジ比率を算出する場合にあっては、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定める内容とする。</u></u></p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 連結レバレッジ比率（連結レバレッジ比率告示<u>第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。</u>以下この号及び次条において同じ。）を指標とする区分</p>	
<p>経営の健全性の状況に係る区分</p>	<p>命令の内容</p>
<p>レバレッジ非対</p>	<p>連結レバレッジ</p>

象区分	レバレッジ第一	レバレッジ第二	レバレッジ第三
比率が最低連結レバレッジ比率以上である場合	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率未満である場合	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上最低連結レバレッジ比率の四分の一の比率未満である
	〔略〕	〔略〕	〔略〕

象区分	レバレッジ第一	レバレッジ第二	レバレッジ第三
比率が三パーセント以上である場合	連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

「略」	場合	
<p>四 連結レバレッジ・バッファー比率（連結レバレッジ比率 告示第二条第二項に規定する連結レバレッジ・バッファ ー比率をいう。以下この号及び第三条において同じ。）を指 標とする区分</p>	<p>経営の健全性の状況に係る区分</p> <p>レバレッジ・バッ ファ―非対象区 分</p> <p>連結レバレッジ・ バッファ―比率 が最低連結レバ レッジ・バッファ ―比率以上であ る場合</p>	<p>命令の内容</p> <p>社外流出制限計 画（社外流出額の 制限に係る内容（ 調整税引後利益 の六十パーセン トの額から、その 事業年度におい て既に支出した 社外流出額を控 除した額（当該額 が零を下回る場 合には、零とする</p>
レバレッジ・バッ ファ―第一区分	<p>連結レバレッジ・ バッファ―比率 が最低連結レバ レッジ・バッファ ―比率の四分の 三の比率以上最 低連結レバレッ ジ・バッファ―比 率未満である場 合</p>	<p>社外流出制限計 画（社外流出額の 制限に係る内容（ 調整税引後利益 の六十パーセン トの額から、その 事業年度におい て既に支出した 社外流出額を控 除した額（当該額 が零を下回る場 合には、零とする</p>

「同上」		
------	--	--

「号を加える。」

<p>レバレッジ・バッファ―第二区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ―比率の四分の三の比率未満である場合</p>	
<p>社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として</p>	<p>。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

<p>レバレッジ・バッファ―第三区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ―比率の二分の一の比率未満である場合</p>	
<p>社外流出額を制限する内容をいう。)を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。)の提出の求め及びその実行の命令</p>	<p>社外流出制限計画(社外流出額の制限に係る内容(調整税引後利益の二十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した社外流出額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を上限として社外流出額を制</p>

2 前項各号に掲げる表中「経営の健全性の状況」とは、法第五十七條の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。

	レバレッジ・バツ フアー第四区分
	連結レバレッジ・バツフアー比率が最低連結レバレッジ・バツフアー比率の四分の一の比率未満である場合
限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バツフアー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令	社外流出制限計画（社外流出額を零に制限する内容を含む連結レバレッジ・バツフアー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

2 前項第一号、第二号及び第三号に掲げる表中「経営の健全性の状況」とは、法第五十七條の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。

「3・4 略」

5 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、最終指定親会社及びその子法人等（当該最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率の算出に当たり当該最終指定親会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier 1比率（第三項に規定する連結普通株式等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該最終指定親会社及びその子法人等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇六 略」

6 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バツファア―非対象区分の項を除く。）命令の内容欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファア―非対象区分の項を除く。）命令の内容欄に規定する社外流出制限計画をいう。第三条において同じ。）の実行に係る事業年度の前事業年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

7 第一項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」と

「3・4 同上」

5 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、最終指定親会社及びその子法人等（当該最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率の算出に当たり当該最終指定親会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier 1比率（第三項に規定する連結普通株式等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該最終指定親会社及びその子法人等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇六 同上」

6 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同表各項（資本バツファア―非対象区分の項を除く。）命令の内容の欄に規定する社外流出制限計画をいう。第三条において同じ。）の実行に係る事業年度の前事業年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

「項を加える。」

は、連結レバレッジ比率告示第二条第一項に定める一定水準の比率をいう。

8 第一項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バツファア比率」とは、連結レバレッジ比率告示第二条第二項に定める一定水準の比率をいう。

第三条 最終指定親会社は、社外流出制限計画の実行に係る事業年度に続く事業年度において、事業報告書（法第五十七条の十五第一項の規定による事業報告書をいう。）に記載した連結資本バツファア比率又は連結レバレッジ・バツファア比率に対応する第一条第一項第二号又は第四号に掲げる表の経営の健全性の状況に係る区分（それぞれ資本バツファア非対象区分又はレバレッジ・バツファア非対象区分を除く。以下この条において「事業報告書に記載した連結資本バツファア比率又は連結レバレッジ・バツファア比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該最終指定親会社は、事業報告書に記載した連結資本バツファア比率又は連結レバレッジ・バツファア比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該最終指定親会社について、これらの表の区分に応じた命令は、事業報告書に記載した連結資本バツファア比率又は連結レバレッジ・バツファア比率に係る区分に掲げる命令とする。

「項を加える。」

第三条 最終指定親会社は、社外流出制限計画の実行に係る事業年度に続く事業年度において、事業報告書（法第五十七条の十五第一項の規定による事業報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した連結資本バツファア比率に対応する第一条第一項第二号に掲げる表の経営の健全性の状況に係る区分（同表の資本バツファア非対象区分を除く。以下この条において「事業報告書に記載した連結資本バツファア比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該最終指定親会社は、事業報告書に記載した連結資本バツファア比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該最終指定親会社について、同表の区分に応じた命令は、事業報告書に記載した連結資本バツファア比率に係る区分に掲げる命令とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁

告示第 号）附則第二項の規定を適用する場合について準用する。